

8月1日から雇用保険の基本手当日額（最大430円増額）等が見直されます

賃金日額	基本手当日額				
	～29歳	30～44歳	45～59歳	60～64歳	65歳～
下 限 額					
2470	1976				
2500	2000				
3000	2400				
3500	2800				
4000	3200				
4500	3600				
4940	3952				
5000	3987		3982		3987
5500	4271		4219		4271
6000	4535		4427		4535
6500	4777		4606		4777
7000	4999		4718		4999
7500	5200		4743		5200
8000	5380		4768		5380
8500	5539		4793		5539
9000	5677		4818		5677
9500	5795		4843		5795
10000	5891		4868		5891
10500	5967		4893		5967
11000	6022		4950		6022
11500	6056		5175		6056
12000	6070		5400		6070
12500	6250		5625		6250
13420	6710		6039		6710
13500	上限額	6750		6075	上限額
14000		7000		6300	
14500		7250		6525	
14910		7455		6709	
15000		上限額	7500	6750	
15650			7825	7042	
16000			8000	上限額	
16410			8205		

上限額

上限額

原則として被保険者期間として算定された最後の6か月間の賃金の総額（臨時賃金日額 = に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賞与等を除く）

1. 雇用保険に加入しなければならない要件は、次のいずれにも該当する者です

- ① 31 日以上の雇用見込みがあること
- ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

2. 65 歳未満で離職した者の所定給付日数

- ① 特定受給資格者（人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職）
- ② 特定理由離職者（平成 29 年 3 月までに延長されました：期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者）の場合

算定期間		6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以 上
30 歳未満		受給 できない	90 日	90 日	120 日	180 日	
30 歳以上 35 歳未満				120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満				150 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満				180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満				150 日	180 日	210 日	240 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給 できない	150 日	300 日			
	45～64 歳			360 日			

※離職の日以前 1 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 6 か月以上あることが必要

- ③ 一般受給資格者（自己都合、定年等による離職等）の場合

算定期間		1 年未満	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
年齢に関係なく		受給できない	90 日	120 日	150 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給できない	300 日		
	45～64 歳		360 日		

※離職の日以前 2 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 12 か月以上あることが必要

※自己都合退職の場合には 3 か月間の給付制限期間がありますが、定年等の場合には給付制限期間はありません

3. 65 歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金

	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金（一時金）	受給できない	30 日分	50 日分

4. 再就職手当は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ 45 日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数×70%×基本手当日額	※基本手当日額の上限：6,070 円 (60～64 歳：4,914 円)
残日数 1/3 以上	残日数×60%×基本手当日額	

5. 就業手当は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日×30%×基本手当日額 ※1 日当たりの支給額の上限：1821 円（60～64 歳：1,474 円）